

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷一十四第

行發日一月七年十和昭

論叢

民族の周流 文學博士 高田保馬

官吏と課税 法學博士 神戸正雄

部落協議費の研究 經濟學博士 汐見三郎

時論

輸入割當制に關する一理論 經濟學博士 谷口吉彦

研究

ベルギーフランの切下に就いて 經濟學士 松岡孝兒

商業生産説の諸性格 經濟學士 松井清

デーチェル公債論の發展 經濟學士 島恭彦

説苑

産物方について 經濟學博士 本庄榮治郎

海外移住民考 經濟學士 青盛和雄

ワールの農業經營集約度概念について 經濟學士 小泉所

附録

新着外國經濟雜誌主要論題

研 究

ベルギー・フランの切下に就いて

松 岡 孝 兒

一 序 言

ベルギーは一九二六年、その本位貨フランを七分の一に切下げて¹⁾安定せしめ、爾後切下による輸出貿易従つては生産上の利益を享受しつつあつたのであるが、一九三一年イギリスがその金本位制を離脱せる後、特に一九三三年世界經濟會議の結果フランスを中心として金ブロックを結成せる時より、その經濟は他の金本位制離脱國の特段な反動的重壓を受け、「ベルギーは何處へ行²⁾く？」といふ言葉は全くベルギー經濟の運命を直言せるの觀を與へてゐた。

本來金ブロックなるものの構成された契機は、一九三三年七月よりロンドンに開かれた世界經濟會議に於いて、爲替協定の成立に關し、米佛間に意見の一致を妨げた事情の發生である。併し

1) 拙稿：ベルギー國立銀行制度の改正（經濟論叢第27卷第3號 p. 416以下）
Frank, L.: La stabilisation monétaire en Belgique. Paris, 1927; 日本銀行; 調査局; 白耳義の通貨安定大正十五年十一月. 其他參照
2) L'Information—Où va le Belgique? (12. Sept. 1934)

周知のごとく、金ブロック構成國たる佛、白、伊、和、波、スイス、リュクサンブールの七ヶ國の國民經濟の特性を吟味するときは、一方に於いてこのブロックが本位貨問題を通じて結成されたものであつて、謂はば金融的上層經濟に關する協力を目的とせるものではあるけれども、實は問題の發生原因は各國の生産的下部經濟の不況によるものであるから、この問題の克服には此種各國の國民經濟的特性への反省が大いに要求されるものであることを痛感せざるを得ない。殊にベルギイについて此等の點を中心として考察するときは、其の特性は最も顯著に現はれて來る。

蓋しベルギイは多くの歐米先進國と共に謂はゆる高度資本主義國であるが、殊に其の特性とするところは領土狭く、資源少きに反し、人口極めて多く、此等事情は自ら食料品原料品の輸入、生産品の輸出てふ點を最大關心事とする状態を呈せしめるに至つてゐる。更に此の點の内容に立ち入つて云へば、その主要供給國の第一位はフランス及びドイツであり、之に次ぐものはオランダ、イギリス、アルゼンチンであつて、前二者は夫々二五億フラン、オランダ以下は夫々一七億五〇〇〇萬フラン、一五億フラン及一〇億フランである。之に對しその主要輸出國の第一位はフランスであり、之に次ぐものはイギリス、オランダ、ドイツであつて、その金額は夫々三〇億フラン、一七億五〇〇〇萬フラン、一七億五〇〇〇萬フラン及一五億フランである。此間に於いて輸出共フランスが最も重要な地位を占めて居るがこのことはフランスへの輸出減少が自らベルギイ經濟を衰弱せしめるものであることを示す。茲に佛白貿易及關稅問題がひそむ。^{*)}

3) L'Information— Ou va le Belgique ? (20 Sept. 1934)
*) Corcelle, Ch. : Les échanges franco-belges Paris, 1934.

此等問題の赴くところは、遂に一九三四年十月ブラッセルに於ける金ブロック會議となり、更には一九三五年三月ジュニス首相の訪佛會談となつた。しかしその結果が何れもベルギー所期の目的を達し得ざりしことは後に述べるが如くである。結局此の國に於いて考へられたことは、金ブロックの存在は單なる上層經濟部面の問題であつて、深くその生産にまで喰ひ込んで行つてゐる存在ではない。従つて金ブロックにしてその存在の根本が脅かされるに於いて、ここに國民經濟的關心を中心としてその存在を規定するに至らざるを得ないといふことである。ベルギーは實に金ブロック諸國中第一に此の問題に遭遇し、其の矛盾に苦しんだ國である。そしてその結果この解決を平價切下に求めた。そしてこれによつて金ブロックの存在を規定する特性が如何なるものであるかを明かにしたのである。

今日世界的不況裡に於いて、平價切下は勿論萬能藥的對策ではない。然るにも拘らず、方今不況對策問題の最後の鍵は常に平價切下に於いて認められんとする傾向にあることは特に注意すべきところである。此の意味に於いて私は以下ベルギー・フラン切下問題を述べんとするものであるが、第一に之を將來せしめたベルギー經濟恐慌の内容を叙し、次にその對策と對策の特性とを述べ、併せて此等の問題に若干の批判を加へんとするものである。

二 ベルギー經濟恐慌の概観

以上述べたるがごとき、ベルギイの經濟不況は一九二九年に始まる。今その概況を述べると次のごとくである。

先づ一般株價指數について見ると、その一九二九年に於ける最高最低の差は七六パーセントに達して居り、⁴⁾其後に於ける状態も、一九二八年五月より一九三二年六月に亘る期間に於いて下落は七六パーセントに達してゐる。

更にまた産業別株價指數について見ると、一九二八年より一九三二年に亘つて現はれた下落は、銀行業及び製鐵業に於いて夫々七〇パーセント、鑛山業及び紡績業に於いて夫々八〇パーセントである。また株式及び債券發行高について見ても、その一九二八年及び一九二九年に於ける發行高は年々平均約一〇億フランに達してゐたものが、一九三二年以後に於いては著しく低下し、同年に於いて前半期には四億五五〇〇萬フラン、更に後半期には一億七三〇〇萬フランに減じてゐる。⁵⁾

尙又ベルギイ國立銀行の報告として發表されたものによつて見ても、此種經濟恐慌の客觀的事情が明かに看取される。⁶⁾即ち一九二九年に於ける會社數は五七一九、その拂込資本金二八〇億フラン、社債八〇億フラン、その利益六〇億フラン、そのうち配當せるもの實に三五億フランを示してゐたものが、一九三三年には一方、會社數は七〇〇〇、拂込資本金は五〇〇億フラン、社債亦一〇〇億フランに増してゐるのに、他方、そのあげた利益は僅かに三〇億フランにすぎず、配

4) 今同様の指數について1907年は32パーセント、1920年は37パーセントを示してゐるが、その差の大なる點は1929年に於いて正に壓倒的な數を示してゐることは注意しなければならない。
5) L'Information—op. cit. (12. Sept. 1934)
6) L'Information—op. cit. (12 Sept. 1934).
7) L'Information—op. cit. (12. Sept. 1934)

當せるものに至つては二〇億フランに満たないといふ。

轉じて失業者について見ると、一九二九年前に於いては此の數は一萬人を超えることは殆んどなかつたのであるが、一九三三年には約二〇萬人に達してゐる。しかもこの種失業者は完全失業者であるから、この外に略之と同數の一部失業者があることは直ちに想像されるところであり、之を加へるときは其の不況の深刻性は容易に察知される。

更に卸賣物價指數について見ても、その下落は一九二九年を一〇〇とすれば、一九三三年には五九、即ちその下落率は四一パーセントを示し、小賣物價指數についても同一期間に一〇〇より八〇に、即ち二〇パーセントの下落率を示してゐる。

ベルギー經濟は實にかかる事態に於いて次第に衰弱し、一九二六年後數年間その平價切下を利用して蓄積せる結果は次第に消耗しつくされんとするに至つて遂に經濟恐慌を惹き起さざるを得なかつた。尙ほまた更にこの恐慌に於いて工業部面を見ると、その影響は重工業部面より輕工業部面に於いて一層深刻であるが、その事情は左表の通りである。

ベルギー工業生産指數

一九二九年……	工業生産		織	維	石	炭	銑	月	平	均	(一〇〇〇トン)
	一九二八年	二〇〇〇									
一九二九年	一〇〇・二	九五・四	二・二五	三三七	三四二	一六・五	鐵	鋼	鐵	亞	鉛

一九三〇年……	八九・八	七八・四	二・二九	二八〇	二八〇	一四・七
一九三一年……	八二・八	七二・〇	二・二五	二六六	二五九	一一・二
一九三二年……	六九・九	六一・三	一・七八	二二九	二三二	八・三
一九三三年……	七一・七	六二・四	二・一一	二二九	二二九	一一・五
一九三四年六月	六七・一	四八・一	二・一二	二二三	二二六	一四・二
一九三四年十二月	七一・三	四九・九	二・二四	二二二	二〇八	一二・九

此等の事情を総合すると、我々はそこにベルギー經濟に惹き起された恐慌の概観よりしてベルギーは生産、分配の各方面を通じて衰弱せるものなること、特に重工業より輕工業にその惡化影響の深刻なるものあるを否定するを得ない。

三 ベルギー經濟恐慌對策の大要

茲に於いてベルギーは遂に一九三四年八月二十二日その恐慌救濟策を實施するに至つた。この恐慌對策は既に一九三三年以來北米合衆國に於いてルウズヴェルトの採用せるところに類似してゐる。即ちベルギーの對策も亦一種の金融的救濟案によつて其の恐慌を克服せんとせるものであるが、このことは自らその對策の根本を次の二點に歸着せしめてゐる。その第一點は信用擴張であり、その第二點は銀行改革である。

從來正統學派の見地から一般に恐慌對策としてとりあげられてゐたものは謂はゆるデフレエシヨン政策であるが、ベルギー經濟恐慌の深化は遂にこの正統學派的傳統政策の續行を許さなくなつた。この意味に於いて信用擴張が取上げられるに至つたのであるが、更にこの傳統政策の強行を不可能ならしめるに至つた事情よりしては銀行改革が擧げられなければならない。換言すればベルギー政府の意圖は此等の二大目標を通じ、まづ銀行一般の相互連帶性の強調を圖り、信用擴張機關を設定し、金利引下政策を追究し、更には預金銀行と企業銀行との分離を行はんとしたことにある。以下更に項を改め順次その内容を明かにしたい。⁹⁾

(イ) 銀行一般の相互連帶性の強調——上掲二大目標に基く對策としてベルギーに於ける銀行の相互連帶性を強調するに至つた契機をなすものは、一九三一年イギリスの金本位制停止である。其の理由は次の如くである。從來ベルギーに於ける金融資金の少からざる部分はイギリス銀行によつて融通されてゐたのであるが、一九三一年イギリスを襲へる本位貨恐慌は自らこのベルギーへの投資資金の引上を強行せざるを得ざらしむるに至つた。この資金の肩替りは主としてベルギー金融資本の二大機關たるソシエテ・ジェネラル(Société Générale de Belgique)及びブリュッセル銀行(Banque de Bruxelles)によつて行はれた。その金額は二〇億フランに達したといはれる。之によつてベルギーよりのイギリス資金引上の危機は一應救はれたのであるが、併しその間に於いてその放慢貸付を通じ第二の危機は醸成されるに至つたのである。

9) E. B. D.: Les arrêtes-lois belges de réorganisation financière p. 599 et suiv. L'Information— op. cit. (13. Sept. 1934)

併しまたベルギイに於ける銀行中には此種契機によることなくして其の經營に失敗せるものもないではない。上述の二銀行は歴史的には一世紀又は略々之と等しき期間ベルギイ及び其の植民地コンゴオの金融機關として重要な地位を占め來つたものであり、今次の恐慌に當つても嚴密に云へば非難を免れ得ない點もあるが、一應はイギリス資金の引上に對してベルギイを護ることを得た。しかるに他方に於いて例へばベルギイ労働銀行のごときは、¹⁰⁾そのオオストリヤ労働銀行貸付資金がオオストリヤ政府に沒收されたため、その影響を受けて莫大な資金の焦付を生ぜしめ、労働者階級に損害を與へ、遂にその經營をも困難ならしめるに至つたものもある。或は又フランドル金融界を支配せる一般銀行組合 (Algemene Bankvereniging) の如く從來已にその經營困難に陥りたるがごときものもないではない。是に於いて此等の事情は自らベルギイ全體の銀行間の連帶的協同の必要を痛感せしめ、ベルギイ國立銀行また大いに之を慫慂し、遂に一九三四年八月二十二日銀行信用に關する法律が決定されるに至つた。¹¹⁾

本來ベルギイのごとき高度資本主義國に於いては、銀行資本は必然的に金融資本と化し、諸部面の企業は必然的に金融資本の支配するところとなる。従つて一度金融資本にして戦慄するとき、その影響は國民經濟内の産業一般に及び、此等の事情は遂に信用をして高價ならしめ、勢ひその分配をも國家機關により統制分配するの外なからしめるの事情を生ぜしめるに至る。ベルギイ經濟が其の危機に當り信用擴張による恩惠政策を行はんとし、まづ銀行一般の連帶性を強調し

10) *** : La crise de la Banque belge du Travail (Revue d'économie politique, 1934, No. 4. p. 1212 et suiv.)

11) E.B.D. : Les arrêtés-lois belges de réorganisation financière. (Revue Economique Internationale, Sep. 1934. pp. 599-618.)

以つて金融資本下にある銀行組織を再検討したことはこの意味からして差當つて已むを得なかつたと云はなければならぬ。

(ロ) 信用擴張機關の設定¹²⁾——かくのごとき事情に於いて要求されたものは實に信用擴張機關の設定である。ベルギーは法律によつてこの機關を強行的に設定し、其の對策を強制せんとしたものであるが、その内容は果して如何なるものであつたか。

此の機關に於いて最も重要な地位に立つたものは國立産業貸付會社 (C. N. C. I. 又は Societe Nationale de Credit à l'Industrie) である。此の機關はその總裁及び副總裁は國王自ら之を任命するものであり、其目的は已に述べた信用の統制分配を行はんとするにある。従つてこれがために二つの特權が與へられてゐる。その第一は二〇億フランの金庫證券の發行權であり、その第二は之に伴つて認められた特權である。即ちその發行證券利子の三パーセントであるがごとき、その期限の二十ヶ年であるがごとき、又政府の保證と免稅とを認められたるがごときこれである。その發行證券は一九三五年末までを期限として農業、工業及び商業上の取引を目的とする會社の長期債券に引換へられるものである。即ちこの引換によつて引換會社の債券の満期期間は二十ヶ年間延長されたことになる。また引換へられた從來の債券利子は引換と同時に四・二五パーセントに切下げられる。本來この金庫證券の金利は三パーセントであるから、その差額一・二五パーセントは貸付會社の収入となり、それは積立てられて臨時損失償還準備資金となる。この資金に對す

12) L'Information—op. cit. (13. Sept. 1934.)

る見透は二十ヶ年間に約一〇億フランと豫想されてゐるのであるが、この金額が即ち貸付資金總額二〇億フランに對する損失危険である。

要するにこのS・N・C・Iの豫期してゐる計畫目的は、國家の信用に於いて從來銀行財産中に睡眠してゐる資本約二〇億フランを動員し之を資金化せんとするものである。これにより資金化し得る限界は約八〇パーセントであると謂はれるが、ともかく此の計畫によればかくのごとき睡眠貸付を有する銀行は此の方法により直ちに之を資産として計上し得ることとなる。この意味に於いてこの種計畫は或は金利の低減に於いて、或は又豫約償還請求の承認に於いて、或は又新規貸付の設定に於いて、銀行一般に對しその資産の流動性を増進せしめるものである。就中從來一般に七乃至八パーセントを示してゐた金利に對し、四・二五パーセントの低利を採用せることは、債務者のため著しくその負擔を軽減せしめるものであることは極めて明かである。

(ハ) 金利引下政策の追及¹³⁾——かくのごとく政府對策が金利の重壓に苦しめるベルギイ産業従つては銀行に對し、その負擔を軽減せしめるに至つたことは、ベルギイ金融經濟部に重大な影響を及ぼしたことは疑ふ餘地がない。併し政府政策としての金利引下をとりあげるかぎり、之に關聯してS・N・C・Iの外に尙ほ他の機關を設定するに至つたことも亦無視すべからざる事實である。それは國立商工業會社(A. N. I. C. 又は Association Nationale Industrielle et Commerciale)及び一般貯蓄恩給金庫(C. G. E. R. 又は Caisse Générale d'Epargne et de Retraites)の設立即ち

13) L'Information—op. cit. (13. Sept. 1934.)

之である。

かくてベルギー國立銀行は此種金融機關を通じ、その低金利政策を一般産業にまで浸潤せしめんとし、已に一九三四年四月二十六日、その割引率を三・五パーセントより三・二パーセントに引下げてゐたものが、更に上述金融救済策の成立せる八月二十八日には之をば二・五パーセントにまで引下げた。尙又この金利引下を助成するの意味に於いて八月二十四日には法律を制定し、之によつて一九三六年七月一日までは豫約償還貸付をも認めるに至つた。

(二) 預金銀行と企業銀行との分離¹⁴⁾——以上述べた金融救済策はその機能を完全にするために信用擴張に關する諸般の方策を明かにしたのであるが、更に注意すべきは之と共に此種法案の設定を必要ならしめた所以の根本事情に着眼し、之に對しても亦その方針を確立するに至つたことである。是れ即ち預金銀行及び企業銀行の分離である。この分離の有つ意義は、之によつて、信用擴張と共に考察された銀行改革の方向を決定せることにある。尤もこの規定の實施は一九三六年一月一日からではあるが。

此の預金銀行及び企業銀行の分離に關する法律が實施されるとすれば、その結果惹き起される影響は、先づ預金銀行の取扱ひ得る貸付條件についてである。即ち預金銀行貸付條件は一般には二ケ年以内に於いて償還さるべきものに限られることなるからである。かくのごとく預金銀行の貸付期間の制限は一般には之によつて預金銀行貸付の長期貸付即ち企業貸付への參加を禁ずる

14) L'Information—op. cit. (13. Sept. 1934)

ことになり、之はその限り預金銀行をして専ら短期貸付に従事せしめるものであり、貸付をばその資金關係の制約の下に一應合理化せしめるものである。

已に述べたるがごとく、ベルギイ今次の恐慌はイギリス資金の引上によるベルギイ諸銀行の貸付肩替りによつて助長されたものであつて、國民經濟的立場から云へば、不可避的な事情が認められないではない。しかしこの原則の確立された今後に於いては、この預金銀行及び企業銀行の分離原則に基き少くも放漫貸付の出現は明かに禁ぜられることとなり、避けられることとなる。

尙又一般に銀行資産状態の明瞭を期待する方法として、此等規定と共に各銀行は毎月その資産状態を公表すべきことも規定されるに至つてゐる。

四 ベルギイ經濟恐慌對策の特性

以上に於いて、一九二六年第一次の貨幣安定を終つたベルギイは一九二九年後再び經濟恐慌に陥り、その結果之が對策として一種の金融救濟策が成立せる事情を述べた。この對策によつて示された内容は已に述べた點によつて容易に推察され得るがごとく、一九三三年後北米合衆國に於いてルウズヴェルトが採りつつある復興策と極めてよく類似してゐる。

元來此の北米合衆國復興策の見方は正に同國の貨幣恐慌に對する見地が貨幣を以つてその原因であるとし、従つてその金融上の難點は貨幣市場統制者即ち銀行の私恣に基くものであるとし、

かくて之に對して考へらるべき對策は貨幣的難點に關しては貨幣的對策が講ぜらるべきであることと、更にその貨幣的難點が銀行によつて惹き起されたとすれば、之に於いて銀行の私恣が修正されなければならないものであるといふことを意味する。¹⁵⁾

ベルギーの上掲金融救濟策はこの見地と正に同じである。併しながらベルギー經濟自體の特性は已に述べたるがごとく、北米合衆國のそれと著しく異り、高度資本主義國として輸出入に極端に依存してゐる事情にあり、従つて自給自足的な國民經濟的特性を有つ北米合衆國の政策、特に對内的物價引上策を主目的とする北米合衆國のそれとは同視し得ない。然るにベルギーの恐慌對策に於いてかくのごとき兩國の根本的經濟組織の相違を無視し、恐慌の上層現象にのみ留意し、之を以つて貨幣現象なりとし、またその貨幣現象を誤らしめた責任者をば銀行なりと斷定してゐることは、要するところその着眼と對策とがすべて表面的現象的であることを語るものであつて、不況のよつて來る根本原因に觸れてゐない。また假りに百歩を譲れば、貨幣側對策の反覆によつて遂には不況を克服し得るといふことも考へられないわけではないが、しかし事實北米合衆國が已に經驗したその効果は思はしからざる事情を明示してゐる。従つて對策はむしろ他の方面に要求されなければならない。

勿論このことは貨幣對策又は銀行對策を無視しやうとするものではない。主張せんとするところはただ此等貨幣對策への考察に先立つて生産方面への對策が必要ではないかといふにある。本

15) Warburg, J. P.: La politique monétaire (Revue d'économie politique, 1934, No. 5. pp. 1491-1492.)

來このことが容易なものでないといふことは明瞭である。併し信用重視によつて不況が克服されたのは資本主義制經濟の正常的發展時代であり、今日のごとくその發展自體の内容に問題を含んでゐる時代に於いては、何が不況自體にかくのごとき問題を含ませしめてゐるかを吟味しなければならず、此の意味よりして着意はむしろ流通方面に先立つて生産方面に加へなければならぬと思はれる。

五 ベルギー・フラン切下の契機¹⁶

以上述べたるがごとく、ベルギー經濟の不況は、銀行貸付の放慢によつて著しく惡化の度を深めてゐたが、茲に一九三五年三月三十一日を以つて更に切下を行はなければならぬとなつた事情が展開するに至つた。

その契機は實に本年三月初めに起つたポンドの下落である。このポンド下落が何によつて起つたものであるかは姑く措き、¹⁷⁾之により不況に陥つてゐたベルギー經濟は遂に越え難き障礙に遭遇するに至つたのである。尤もこの下落が惹き起した障礙は直ちに迫つてベルガを脅かしたのではない。そはまづポンド下落を通ずるベルギー・フランへの壓迫、更には之に對する信認の失墜これに依つてベルギー・フランに對し國際的投機を惹き起さしめると共に、ベルギー資本の海外逃避を生ぜしめ、やがてそれはベルギー國立銀行をして金の輸出を禁止せしめ、不可避的に切下

16) Jenny: La chute de franc belge (Revue politique et parlementaire 1935, No. 4); L'Information-Nouvelle politique belge (31. Mars, 1935)

17) 此の原因については實際には正確な原因が判つてゐないが、一般には(1)イギリスの政治的不安、(2)北米合衆國に於ける平價切下及びインフレーション等のためドルがポンドに對し比較的低く評價されてゐたものが、その安定によつて修正が行はれたこと、(3)ロンドンに集中された大陸資金が大陸

を行はしめるに至つたものである。更に立ち入つてその間の事情を説明しやう。

ポンドの下落によつてベルギー・フランに動搖起るや、ベルギー前首相チュニス⁽⁴⁾は直ちに之に對し貿易的對策を講じた。即ち専ら爲替防衛のために利上操作による貨幣的對策を行はず、直ちに對佛貿易政策の轉換によつてその解決を圖らんとした。彼が此の際貨幣的操作の擧に出なかつたことは注目し得る。詳言すれば彼は金利引上策、爲替管理策に訴へることなく、自ら他の關係と共にペリを訪問し、その會商に於いてフランスの對ベルギー貿易政策の轉換を要求するに至つたのである。彼は三月十八日フランスを訪問し、親しくフランダンと會見して、ポンド下落がフランス、ベルギー兩國に及ぼす影響を検討すると共に、之に對する金ブロックの指導的立場にあるフランス、ベルギー兩國の對策を協議した。そしてフランスが各國殊にイギリスとの通商條約による最惠國約款に基き、たとひベルギーの特別取扱を認めることより、金本位制離脱諸國に對しこの特權の擴張均需を生ぜしめざるを得ざるの虞ありとしても、此際は是非ベルギーの特別取扱を認むべきことを要求せるものであるといはれてゐる。併しこの要求はフランスにより圓曲に拒絶されたやうである。實際ベルギー資本も凡そこの時機を界として急速に逃避を開始するに至つた。首相チュニスは茲に對佛貿易交渉に萬策つきその最後策として貨幣操作過程に移り、割引率引上、爲替制限を行ふに至つた。

併し此等の政策が齎した結果は決して好ましいものではなく、むしろベルギー・フランに對し

に於ける平和工作によつて引上げられたこと、(4)イギリスの對外貿易を有利ならしめるためポンドの下落を寧ろ希望し、しかもその下落に對して從來のやうに爲替平衡資金を出動せしめなかつたこと等があげられてゐる。

18) L'Information—Après les entretiens franco-belges (19. Mars, 1935)

恢復すべからざる打撃を加へた。爲替取引は忽ちその金輸出點(三・五三四分の三フラン)を割るに至り、その傾向は三月十九日チユニス内閣の辭職に際して最も高調され、¹⁹⁾預金者は相次いで銀行を取付け、貨幣より物への轉換に狂奔した。

かくてベルギー國立銀行は遂にこれが救済に出動するに至つた。約一週間に亘つて波瀾は更に波瀾を生み、新首相ファン・ゼエランドの新内閣を組織せるときは、²⁰⁾すでにベルギー・フランは事實上約一二ピアセントの下落を示してゐた。茲に於いてファン・ゼエランドはその組閣と共に議會に對して、(イ)現在の平價による金本位を停止すること、(ロ)近き將來に於いて金平價を設定し金本位に復歸すべきこと、(ハ)そのために三〇ピアセント以内の切下を要求すること、(ニ)現在の金準備を二五ピアセント方暫定的に再評價し爲替安定資金を設定すること、(ホ)銀行預金に對しては國家保證を與へる方針なること等の條件を要求したが、²¹⁾そは直ちに承認せられ、ファン・ゼエランドの新政策の發表について三月三十一日より二八ピアセントの切下率を以つてベルガ貨の暫行的規定は成立するに至つた。²²⁾

六 ベルギー・フラン切下の特性

ベルギー・フラン切下は以上の過程に於いて行はれた。其の特性には次の點があげられる。

(イ) 切下に當つてファン・ゼエランドは、「近き將來に於いて金平價を設定し金本位に復歸すべ

19) L'Information—La crise belge (20. Mars. 1935)

20) L'Information—Le programme de M. van Zeeland (30. Mars. 1935)

21) L'Information—op. cit.

22) L'Information—La nouvelle politique belge. (31. Mars, 1935)

きこと」を述べて居り、それは國際協定が世界の主要國貨幣の安定を可能ならしめたときに於いて行はれると謂つてゐる。しかし此の豫想は見透し的には可能であるかも知れないが、しかし差當つて行ひ得るがごとき事情にない。

(ロ) 政府が議會に要求し議會が承認せる切下權は二〇パーセント乃至三〇パーセントであるが實際に決定された切下率は一八パーセントである。このことは將來の安定事情によつて尙ほ三〇パーセントまでの切下可能を意味するものである。この切下形式は謂はゆるアメリカ型であり、かのチェコ・スロヴァキヤが一九三四年二月に行へる如き餘裕なき一定率切下なる型と異なる。併しまた北米合衆國のそれは五〇パーセントまでの切下權を有つてゐるに對し之を四一パーセントに止め、尙ほ切下率の餘地を九パーセントも残したことに比すれば、ベルギーのそれは、その弾力性僅かに二パーセントなるに於いて遙かに低いと謂はなければならぬ。

(ハ) ベルギー今次の切下は以上の諸點に於いて形式的に北米合衆國のそれに類似してゐるのみではない、むしろその切下の根本精神に於いて同様の類似點をあげることが出来る。蓋しベルギーの切下は切下それ自體に直接的效果が期待されてゐる外に、それは他の諸々の手段と一體をなし、その全體に於いてベルギー經濟の恢復策が構成されてゐるからである。つまりいへば切下はベルギー經濟復興策の一部であるから、その計畫せる復興策は正に北米合衆國のニウ・デイルにも比すべきものである。かくてベルギーの有つこの復興策の特性はファン・ゼエラント政府が

議會に對し一ヶ年に亘つてその獨裁權の行使を認めしめ、物價、生産、勞働條件、信用特に銀行を統制し得る強權を與へしめんとするものであつて、凡そこれら一聯の對策は一言にして云へばベルギー經濟の謂はゆる自由より統制への轉向以外の何ものでもない。²⁴⁾

然らば此等の特性を有つベルギー・フランの切下は如何なる根據によるものであるか。

勿論此の根據の多元的にして複雑性のものであることは當然である。併し多くの現象的特性を通じ、その背後にあつてこの切下を決定せしめるものとして考へられる根據は恐らく次の諸點ではなからうか。即ち其の第一は心理的影響であり、第二は古典的爲替防衛手段の無力である。

かくて此等の特性を有つベルギー・フラン切下は如何なる示唆を我々に與へるものであろうか。今これを列擧すると、

その第一は、切下問題に關する論争は、それが爲替市場に惹き起される影響を通じて貨幣従つては政府信用に極めて重要にして且つ危険な打撃を與へる虞あるものであるといふことである。

その第二は、切下が惹き起されるには銀行の不健全なることが考へられる。換言すれば銀行の健全なところには切下が起る傾向はすくないといふことである。蓋し銀行の資産状態が極めて流動性に富む國に於いては貨幣の信認に異常を起してもよく之を克服し得るからである。

その第三は爲替統制及び金輸出禁止は、決して貨幣動搖に對する絶對策ではない。かくのごとき手段はむしろ爲替變動に作用する金移動の限界を害することによつて爲替管理又は金輸出禁止

24) Jenny: op. cit. p. 720.

を不可能なるものとするからである。

七 結 言

以上之を要するに、ベルギーが今次の恐慌に基くベルギー・フランス切下をめぐつて行つたその對策は、結局ベルギー經濟の本質に即して行はれたものであるとは思はれない。蓋し一九三四年八月二十八日の金融對策のすべてを通じて著しく感ぜられることは、それがアメリカ的であるといふことである。卒然として之を聞く者にとつては寔にルウズヴェルトのニウ・ディールを思はしめるものがあるからである。

然るに周知のごとくベルギーは世界に於いて最も人口稠密、その貿易特に輸出を無視しては、その經濟成立の根本義は考へられない國である。之に反し、北米合衆國は單位面積人口少く資源多く、要するに其の經濟には自給自足的な色彩極めて濃厚な國である。資本主義制原則の行詰りが要求する對策を問題として此等兩國の經濟的特性を比較するとき、そこに兩國を同視するがごときことの考へられざることは當然である。然るにベルギー政府が此間に於いて處した對策は殆んど北米合衆國の金融對策であり、殊にその切下をめぐつて施された對策のごときは全くルウズヴェルトのそれを髣髴せしめる。議會に於いてファン・ゼエランドが述べた宣言に於いても、彼が切下をば萬能藥とは考へぬとしてゐることは、この切下を以つて一般的經濟對策の一部として考へ

た結果である。特にベルギーに於ける切下が、議會の認めた切下率が二〇パーセント乃至三〇パーセントであるに對し、決定せるものは二八パーセントであつて、尙ほそこに二パーセントの餘裕を残した點のごときは、全くルウズヴェルトに認められた切下率五〇パーセントに對し其の決定率は四一パーセントであつて、九パーセントの餘裕を残したるに對して、正に一種のペジヨラティブ的な存在であるといつていい。

此等の事情は要するにファン・ゼエラントが一種の統制經濟を意識したものであり、特に此の政策の成立に積極的存在であつたベルギー社會黨の主張に倏つことが多いと思はれる。併しこの實際の結果はファン・ゼエラントがルウズヴェルトの政策を讚美したやうに簡單には現はれまい。このことはこの種對策が北米合衆國に於いて已に豫定の効果を收め得ずして論難を招いてゐるのであるから、ベルギーのごときと異なる國民經濟的特性を有する國に於いてはその實現益々異なるものあるを感ぜしめるからである。

要するに切下は、國民經濟的見地より見てその遂に已むを得ざる時に於いてのみ認めるべきものである。蓋し切下はそれに應じ國家の名に於いて債務よりの合法的回避、債權の強制的放棄を將來せしめるものであつて、正に國家的見地よりの個人干渉であり、個人財産への侵入であるからである。ベルギーはさきに一九二六年に於いて約八六パーセントの切下を行ひ今又その二八パーセントの切下を行ひたるわけであつて、つまり戦争及び恐慌代償として個人財産の失はれた

率は約九〇パーセントに達する。ベルギーに於いて個人の自由と財産の神聖とを其の根本的原則とする資本主義制經濟の根幹が如何に強く烈しく揺り動かされてゐるからいふことは、この切下率を見るときに於いて最も深酷なる印象を與へる。併しこれが單にベルギーのみではないことは周知の如くである。

ともかくベルギーは一九二六年の切下後十年にして再びその切下を行はざるを得なかつた。そしてこの十年間を通觀すると、その前半に於いては略々切下の利益を享受したけれども、その後半に於いてはそれによつて齎らされた不況、特にその不況を克服せんとするための懊惱苦難の答下に暴された。今同様な過程はまたフランスに課せられてゐる。「フランスは何處へ行く？」なる言葉は又實に今日に於けるフランスの運命を端的に表現せる言葉である。